

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

十勝川の減災に関する取組方針（案）

平成29年1月25日

十勝川減災対策協議会

帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、
中札内村、池田町、幕別町、豊頃町、本別町、浦幌町、
十勝総合振興局、釧路地方气象台、帯広開発建設部

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されている。

一方、十勝川水系においても、平成 23 年に音更川で堤防の一部が流出し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

また、平成 28 年 8 月 17 日から 23 日の一週間の間に台風第 7 号、第 11 号、第 9 号が相次いで北海道に上陸し、足寄町では足寄川からの越水により氾濫が生じる等、十勝管内の随所で浸水被害があった。

さらに、8 月 29 日から前線を伴った降雨と台風第 10 号の接近により、十勝川水系全 21 基準観測所のうち、12 箇所を観測史上最も高い水位となり、札内川、音更川では直轄区間堤防の決壊、清水町のペケレベツ川、新得町のパンケ新得川では、橋梁の被災による鉄道、道路網の途絶や農地等への甚大な被害が発生した。

このような災害を繰り返さないために、十勝川の沿川市町村と十勝総合振興局、釧路地方気象台、帯広開発建設部は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 6 月 9 日に「十勝川減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、十勝川流域で想定される最大規模の洪水に対して「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目標とし、平成 32 年度までに行う減災の取組方針をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年、協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

本取組方針は本協議会規約第 3 条第 2 項に基づきとりまとめたものである。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下の通りである。

参加機関	構成員
帯広市	市長
音更町	町長
士幌町	町長
新得町	町長
清水町	町長
芽室町	町長
中札内村	村長
池田町	町長
幕別町	町長
豊頃町	町長
本別町	町長
浦幌町	町長
十勝総合振興局	局長
釧路地方気象台	台長
帯広開発建設部	部長

3. 十勝川の概要

■地形的特徴

十勝川は流域の形状が扇状で、流域内の支川が集中して十勝川に合流する特徴がある。特に音更川・札内川が合流する帯広圏は洪水が集まりやすく、堤防が決壊した場合、都市機能等へ甚大な被害が発生する可能性がある。

十勝川上流部、音更川、札内川は、勾配が急であり洪水時には高速な流れが発生するおそれがあることから、洪水時には河岸の侵食や洗掘等が発生し、水位が低くても被害が発生する可能性がある。

十勝川下流域は、河川の高い水位が長時間続くことから、内水氾濫による浸水発生頻度が高く、氾濫により農地などの低平地のほとんどが浸水し、かつ浸水継続時間が長期に及ぶ。

■過去の被害状況

大正8年から13年にかけて洪水が頻発し、中でも大正11年8月洪水では、西帯広から大津にかけての河川沿いの平地が一面にわたって浸水するなどの大被害を受けた。この洪水を契機に治水計画を策定し本格的な治水事業に着手した。

昭和37年8月洪水は、台風第9号により上流域を中心に流域全体で強い降雨があったことから発生した。当時は堤防の整備が進んでいなかったことから、流域全体で外水被害が発生し、特に中下流域で甚大な被害となった。流域全体の氾濫面積は40,768ha、被害家屋は3,793戸であった。

昭和47年9月洪水は、台風第20号による大雨で、各地で河川の決壊、道路・鉄道の寸断が多発した。なかでもJR根室本線は10日間以上不通となり、十勝地方の物流に大きな影響を与えた。

昭和56年8月洪水は、台風第12号と停滞前線の活発化により、上流域で記録的な強い降雨があったことから発生した。十勝川等は堤防の整備が進んでいたことから、上流部の支川を中心に浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は7,017ha、被害家屋は355戸であった。また、堤防の整備が進んだことに伴い内水被害が発生し、氾濫面積のうち4,673haが内水氾濫によるものであった。

昭和63年11月洪水は、発達した低気圧により下流域を中心に強い降雨があったことから発生した。十勝川下流域を中心に浸水被害が発生し、特に浦幌十勝川流域で大きな浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は366ha、被害家屋は279戸であった。

平成23年9月洪水は、台風第12号や熱帯低気圧周辺の暖湿気が北日本へ流入し、前線の活動を活発化し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における9月1日から7日にかけての総雨量は、432.5mmが記録された。音更川の堤防の一部が流出し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

平成28年8月洪水は、17日から23日にかけて台風第7号、第11号、第9号が北海道

に上陸し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における17日から23日にかけての総雨量は480.5mmが記録された。足寄町では、足寄川の越流による氾濫が発生し、被害家屋は延べ61戸であった。

さらに、1週間後の8月29日から前線に伴う降雨と台風第10号の接近により、札内川ダム雨量観測所における30日から31日にかけての総雨量は507mmが記録され、直轄区間の12箇所の水位観測所において既往最高水位が記録された。札内川、音更川では直轄区間の堤防が決壊、札内川では氾濫により約50haが浸水した。北海道管理河川では、新得町のパンケ新得川に架かるJR根室本線の鉄道橋が被災を受け3ヶ月以上不通となり道東の物流に大きな影響を与えた。また、清水町のペケレベツ川では7箇所の橋梁が増水により被災を受け道路網が途絶し、芽室町を流れる芽室川が増水により缶詰工場が被災を受け操業停止となり、原材料の生産者や全国の消費者へ影響を与えた。流域全体の被害家屋は447戸であった。

■河川改修の状況

- ・本格的な治水事業は、大正11年8月洪水を契機として実施。
- ・翌大正12年に、第1期拓殖計画の一環として治水計画を決定し、築堤、新水路掘削、護岸工事等に着手。
- ・昭和2年からは第2期拓殖計画等により、昭和12年に通水した統内新水路、売買川・牛首別川等の支川切替を実施。
- ・その後、昭和57年に浦幌十勝川の河口閉塞対策を目的として浦幌十勝導水路を完成させたことに伴い、浦幌十勝川を十勝川水系に編入。
- ・昭和59年に十勝ダム、平成10年に木野引堤事業、平成11年に札内川ダム、平成19年に千代田新水路事業、平成26年には下流の軟弱地盤地帯における堤防の安定性を高める緩傾斜の堤防（丘陵堤）整備を完成させた。現在は、平成22年9月に策定された「十勝川水系河川整備計画※」に基づき、堤防整備、河道掘削、護岸工事、内水対策等を進めている。

※十勝川水系河川整備計画は平成25年6月に一部変更

■十勝川流域の社会経済等の状況

十勝川流域は、帯広市をはじめとする1市14町2村からなり、その市町村人口は約33万人である（平成22年国勢調査）。帯広市は、広大な十勝平野のほぼ中央に位置し、道東地域の社会・経済・文化の拠点となっている。帯広市を中心とした帯広圏は、近年、十勝川、音更川、札内川と平行する国道沿いに市街地が拡大している。また、帯広市周辺に広がる十勝平野では、小麦、甜菜、馬鈴薯、小豆、いんげん等の畑作、酪農・畜産を中心とした大規模な農業が営まれ、さらにこれらを加工する食料品製造業が盛んであり、国内有数の食料供給地となっている。また、十勝川下流域、利別川流域及び浦幌十勝川流域を中心に林業が盛んな地域が広がっている。

十勝川流域には、JR根室本線、国道38号、236号、241号、242号、273号、274号に加え、現在、北海道横断自動車道（道東自動車道）や帯広・広尾自動車道等が整備されている。また、流域には十勝地域の空の玄関口であるとかち帯広空港や、流域の近郊には物流の拠

点である十勝港がある。このように、十勝川流域には、道東地域と国内各地及び道内各地を結ぶ主要交通網が集まっている。

■十勝川流域の主な課題

【市町村が抱える主な課題】

- 長期間にわたり氾濫が無かったことから、住民のほとんどが基本的に水害は発生しないことを前提とした意識であった。平成28年8月洪水では氾濫の危険性が高まり避難勧告を出したが、避難率が低かったことから、避難率を上げるための方策が必要。
- 平成28年8月洪水では真夜中に避難勧告等の発令を行ったため、住民への情報提供が不十分であり、伝わっていないことが分かった。また、夜間の避難行動も住民に危険が及ぶ結果となった。避難勧告等の発令判断基準の見直しや確実な情報提供手法の検討が必要。
- 中小河川においては水位計が設置されていない河川があり、避難勧告等の判断基準となる情報の収集が困難であったことから、水位等把握手段の検討が必要。
- 高齢者が多くなってきている現状を踏まえると、自主避難自体が困難となっており、自主防災組織の創設に加え、高齢者のことも考慮した避難体制を構築するなど、人命をいかに守るかといった検討が必要。
- 避難勧告等の発令判断の基準となる上流部にある利水ダムからの放流による水位上昇量、到達時間等について、予測シミュレーションを行うことができないことから、ダム放流による水位予測システムの改良及び下流自治体への情報共有体制の構築が必要。
- 下流域に位置する自治体では、河川の高い水位が長時間続くことにより、内水が排除できずに畑が何日も冠水してしまうため、農作物が収穫できず、市場への影響が懸念されることから、内水排除の効率化に向けた検討が必要。

【浸水時の社会的影響に関する主な課題】

- 浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在していることから、浸水時に各機関の機能喪失に伴う防災力の低下が懸念される。
(浸水想定区域内の公的施設)
帯広開発建設部、帯広河川事務所、池田河川事務所、十勝総合振興局、帯広測候所、帯広市役所、音更町役場、池田町役場、本別町役場、中札内村役場、帯広消防署、帯広警察署、音更消防署、池田消防署、池田警察署、豊頃消防署
- 帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内にあることから、浸水時には病院機能の低下や入院患者等の搬出経路確保が困難となる。
- 浸水想定区域内に変電所が多く設置されており、浸水により周辺への電力供給が停止するおそれがあり、復旧活動への影響や避難所等での生活に支障を及ぼす可能性がある。
- 十勝川の浸水想定区域内にある一般廃棄物中間処理施設は、十勝管内の市町村（帯広

市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町)が収集したごみ(一般廃棄物)と自己搬入ごみを受け入れており、浸水した場合には搬入経路の途絶や施設の処理機能の停止が想定され、廃棄物の処理が困難となる。

○十勝川の浸水想定区域内には、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在しており、平成28年8月洪水では農産物の缶詰工場(全国シェア80%を占める)が被災を受けて、原材料の廃棄や缶詰の製造休止となり、生産者や全国の消費者へ影響が出た。また、浸水だけではなく、農地の土壌そのものが流出し、その影響は長期に及んでいる。

○平成28年8月洪水により橋梁が被災を受けて、鉄道、道路網が長期間途絶となり、人員輸送、物流に多大な影響が出たことから、防災体制強化に向けた取組を推進する必要がある。

これらの課題に対して、協議会では十勝川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ハード対策として、洪水氾濫を未然に防ぐための堤防整備や河道掘削の実施、迅速・確実な避難に資するための堤防天端の保護・堤防裏法尻の補強や、情報発信のための基盤整備等
- ソフト対策として、迅速・確実な避難に資するための避難勧告等の判断・伝達計画作成や実践的な訓練の実施、防災教育や広報の充実、水防団・地域住民が参加した共同点検、大規模水害を想定した排水計画の作成等

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況と課題

(1) 十勝川流域での現状の取組状況

十勝川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組の概要は以下のとおりである。(別紙1参照)

1) 情報伝達、避難計画等に関する現状の取組

項目	現状の取組
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。(帯広開建、釧路地方気象台) ○重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達(ホットライン)をしている。(帯広開建、市町村) ○避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。(市町村)
水害リスク情報	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。(帯広開建)
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布するとともに、ホームページにおいて公表している。(市町村)
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。(帯広開建) ○気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。(釧路地方気象台) ○防災無線及び広報車による伝達、ホームページ、FaceBook、独自メール(登録制の防災情報メール)を導入している。(市町村)
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。(帯広開建、十勝総合振興局) ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。(市町村)
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、地域防災計画に基づき、市町村職員、消防団、及び警察官等が連携して実施する。(市町村)

2) 水防に関する現状の取組

項目	現状の取組
河川巡視	○平時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所 の合同巡視を実施している。(帯広開建、市町村)
水防資機材の整備状況	○水防資機材は水防拠点、防災資機材備蓄センター、備蓄倉庫等に保有し ている。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村)
水防活動の実施体制	○災害発生時に地域で相互に協力できるよう、水防団において訓練を実 施。(市町村) ○自主防災組織の育成。(市町村)
その他	○関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。(市町村)

3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する現状の取組

項目	現状の取組
排水施設、排水資機材の操 作・運用	○水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関と連携した水防訓 練を実施している。(帯広開建、市町村) ○樋門の操作点検を出水期前に実施している。(帯広開建、市町村)
既存ダムにおける洪水調節 の現状	○ダム流域内総雨量とダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入 り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。(帯 広開建) ○ダム操作情報の通知を受理した際、速やかに関係防災機関へ通知をし ている。(十勝総合振興局)

4) 河川管理施設の整備に関する現状の取組

項目	現状の取組
堤防等河川管理施設の現状 の整備状況及び今後の整備 内容	○計画に満たない堤防に対し、整備を実施している。(帯広開建) ○流下能力が不足している河道に対し、断面を確保するため、河道掘削を 推進している。(帯広開建) ○平成 28 年 8 月洪水で被害を受けた河川を中心に、ハード・ソフトが一 体となった緊急的な治水対策「北海道緊急治水対策プロジェクト」を実 施。(帯広開建)

出水状況把握のための整備	○危険箇所への簡易水位計、CCTV カメラの整備を実施している。(帯広開建)
--------------	--

(2) 十勝川流域での課題

市町村等が過去の洪水経験や近年の北海道の気候変動の影響等から考えられる減災対策を実施するうえで、十勝川流域での課題や浸水時の社会的影響に関する課題は以下のとおりである。

※各項目の課題番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

1) 市町村等が抱える課題

【避難行動に関する事項】

- ①防災情報をあらゆる手段で配信したとしても、受け手側の住民の防災意識が低いことから、防災情報の意味が理解されず、避難場所も知らないことから避難行動に繋がらない（帯広市、新得町、芽室町、豊頃町）
- ②高齢者が多くなってきている現状を踏まえ、自力で避難行動ができない住民に対する避難体制の構築が急務となっている（池田町、本別町）
- ③避難しても自宅に戻ってしまうため、住民の意識向上に向けた取組が必要（芽室町）
- ④避難所開設・運営について、職員の数、習熟度の差、避難所運営に関するマニュアルの未整備など課題が多く浮き彫りになった（帯広市、中札内村、池田町）
- ⑤他の市町村で堤防が決壊した場合の想定を地域防災計画に位置づけていない（土幌町）

【防災情報提供に関する事項】

- ⑥大雨時には防災無線や広報車での情報伝達が聞き取りづらい現状があることから、防災情報が住民に届かず的確な避難行動に結びついていない（帯広市、芽室町、豊頃町）
- ⑦ハザードマップに記載している避難経路については、津波浸水を想定した避難経路の指定は行っているが、洪水等による避難経路の選定は行っていないため、洪水時に迅速な避難ができない懸念がある（豊頃町）
- ⑧大きな河川では水位予測等の防災情報共有体制、避難計画が整っている一方で、中小河川の水位観測、避難体制ができていないため、避難勧告等の判断基準となる水位情報の収集や逃げ遅れ等の懸念がある（新得町、芽室町）
- ⑨避難勧告等の発令や被災時の減災対策を実施するうえで必要となる上流ダム放流による水位上昇等の把握が困難であり、的確な復旧作業等への支障が懸念される（音更町）
- ⑩雨の降り方が変わってきている現状を踏まえ、利水ダムとの連携も考慮した防災体制の構築が必要（音更町、土幌町、池田町、本別町）
- ⑪夜間の避難勧告発令では、多くの住民が就寝中であるため、情報が十分に届かない懸念がある（帯広市）

- ⑫緊急速報メールを活用して、避難勧告等の周知を図っても、全住民に周知できず、広報車や戸別訪問で対応したが多くの時間を要した（帯広市、新得町、清水町、芽室町）
- ⑬避難勧告等の発令について、夜間であるための躊躇、急な水位上昇による発令タイミングの遅れ、住民に「避難準備情報」が理解されていないとの不安等から発令を行うことができなかつたため、発令基準の整理が必要（帯広市、幕別町、本別町）
- ⑭避難勧告の目安となる水位に到達しなかつたが、村内の堤防で決壊が起こつたことから、発令判断の難しさが露呈された（中札内村）
- ⑮川を挟んで左右岸の市町村で同時期に同様な避難勧告等を行い住民に混乱が生じないよう配慮すべきであつたが、他の市町村との情報共有ができなかつた（浦幌町）
- ⑯気象・河川の水位情報の収集、住民への情報提供、関係機関との情報共有が不十分であつたため、システム操作に関する職員の習熟度向上や関係機関連携に関する検討が必要（帯広市、芽室町、中札内村、幕別町）
- ⑰送信機器の能力限界により、水防警報などを関係機関へ伝達できなかつた（十勝総合振興局）

【水防・復旧活動に関する事項】

- ⑱タイムラインの整備にあたっては、大河川に比べ洪水頻度の高い中小支川も対象として検討を行う必要がある（豊頃町）
- ⑲洪水時に高い河川水位が長時間継続する下流地域では、内水氾濫による農作物への影響が懸念される（豊頃町）
- ⑳実際の水防活動や専門的な知識を習得する機会が少ないこと、水防団員（消防団員）が減少傾向であることから、水防活動を的確にできないことが懸念される（共通）
- ㉑水防資機材の種類や量について、被災経験が少なく大規模出水に対応した妥当性が判断できないため、不足している懸念がある（共通）
- ㉒被害情報の共有が関係機関の間で不十分（共通）

2) 浸水時の社会的影響に関する課題

- ⑳浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在しているため、浸水を想定した防災対応計画の作成が必要となる
- ㉑災害拠点病院や帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内に多数存在しているため、当該病院への防災意識向上に向けた啓発活動や洪水時の防災情報提供体制の構築、浸水時の避難行動等の計画作成に向けた支援を行う必要がある
- ㉒浸水想定区域内に変電所、十勝管内市町村からの廃棄物を処理する施設、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在していることから、各事業者への防災意識向上に向けた啓発活動や事業継続計画作成に向けた支援を行う必要がある

②⑥ JR 根室本線が長期間途絶したことから、鉄道事業者と連携した浸水時における対応計画作成に向けた支援を行う必要がある

3) その他の課題

②⑦ 大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統の把握、排水ポンプ車等の受け入れ体制・配置計画、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある

②⑧ 無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防、河道断面が不足している区間があり、氾濫のおそれがあることと、今後は近年の北海道の気象変化を踏まえた河川整備を実施する必要がある

②⑨ 管理している河川延長が長いこと、水門・樋門等の施設数が多いことに加え、巡視等を行う人員の不足、高齢化していることから、出水時の操作・管理、被災状況等の把握を的確に実施することができないおそれがある

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

十勝川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模水害・・・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※主体的な避難行動・・・・・・・・流域住民が予め避難経路・避難場所、提供される防災情報を把握し、避難勧告発令等において速やかにとる行動
- ※社会経済被害の最小化・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態を目指す

【目標達成に向けた3つの取組】

十勝川において水災害防止・軽減を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組
- (2) 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組
- (3) 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

（1）ハード対策の主な取組

堤防整備等が途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動等に資する基盤整備が不足している。以上を踏まえたハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
堤防整備 河道掘削 ※北海道緊急治水対策プロジェクト	㉔	～平成32年度	帯広開発建設部
■危機管理型ハード対策			
堤防天端の保護 堤防法尻の補強	㉔	～平成32年度	帯広開発建設部
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築	⑥⑧	平成28年度から実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	⑥	平成29年度	帯広開発建設部
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備	⑥⑰	平成29年度～	6町村 十勝総合振興局

(2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組

住民の防災情報や水害リスクについての認識不足により、的確な避難に繋がらない等の懸念があることから、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション（浸水ナビ）、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	⑦	平成 28 年度	帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	⑦	平成 29 年度から 実施	12 市町村 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるとまちごとハザードマップの整備と周知	⑦	平成 29 年度から 実施	12 市町村 帯広開発建設部
避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）について、避難判断基準を盛り込み、住民や水防団等を含めた関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実施	④⑧⑱	平成 28 年度から 実施	12 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
十勝川の洪水の特徴を踏まえた、啓発資料の作成と防災教育の実施	①③	平成 28 年度から 実施	12 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	②	平成 28 年度から 実施	12 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の開催	①③	平成 28 年度から 実施	12 市町村 釧路地方気象台 帯広開発建設部

住民の水防災意識再構築のため、広報誌や各機関のホームページを通じ十勝川での洪水の歴史や恐ろしさを周知する広報の充実	①③	平成28年度から 実施	12市町村 釧路地方気象台 帯広開発建設部
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも臨機に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知	⑨	平成28年度から 実施	帯広開発建設部

2) 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組
 防災情報伝達体制の不十分により受け手側の住民が的確な避難行動を起こさない
 懸念があること等から、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬	平成28年度	釧路地方気象台 帯広開発建設部
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥	平成28年度から 実施	4市町村 帯広開発建設部
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	平成28年度から 実施	12市町村 帯広開発建設部
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑪⑫ ⑬⑭⑮⑯	平成28年度から 実施	12市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥	平成29年度から 実施	釧路地方気象台
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	平成28年度から 実施	12市町村 帯広開発建設部

避難行動要配慮者利用施設における避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	平成 28 年度から 実施	1 2 市町村 帯広開発建設部
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携を図る	⑳㉑㉒㉓㉔	平成 28 年度から 実施	1 2 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部

3) 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組
水防団員の不足に加え、水防団等との連携や水防資機材の不足、氾濫が起きた際の迅速な排水作業が行えない等の懸念があるため、社会経済活動の早期復旧に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき) 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	㉒	引き続き定期的に 実施	1 2 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	㉑	平成 28 年度から 実施	1 2 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	㉐	引き続き定期的に 実施	1 2 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗㉘ ㉙㉚㉛㉜	引き続き定期的に 実施	1 2 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	㉐	平成 28 年度から 実施	1 2 市町村
自主防災組織の育成	②	平成 28 年度から 実施	1 2 市町村 帯広開発建設部

■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する取り組み			
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災対車の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑱	平成 28 年度から 実施	12 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑱⑳	平成 30 年度から 実施	12 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	㉓	平成 28 年度から 実施	5 町
水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	㉑	平成 28 年度から 実施	帯広開発建設部
■ 拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項			
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR 等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	㉔㉕㉖	平成 28 年度から 実施	12 市町村 帯広開発建設部

7. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年開催し、取組の状況を確認し必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。(本協議会規約第3条第3項)

現状の水害リスク情報、取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町
洪水時における情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の発令目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 切迫度が伝わる洪水予報文への改良を実施している。 重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 切迫度が伝わる洪水予報文への改良を実施している。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時、雨量などを周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 警報の発表を受理した際、速やかに防災関係機関へ情報提供をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市HPやフェイスブックにより、気象情報や道路冠水などの情報提供を実施している。 避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 十勝川と札内川について、避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報をもとに、早い段階での避難勧告等の発令を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報などを登録メールにて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、発令基準等を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 避難勧告・伝達マニュアル（水害編）を作成する 同上マニュアルにより防災無線・車両により広報活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の大部分が浸水エリアとなっていることから、早めの避難指示を心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報や避難勧告などの避難情報を防災情報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。
水害リスク情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。 			<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図（おひろ防災ガイド）を作成し、市内全戸に配布するとともに、市HPにおいて公表している。 		<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成している。 				<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布・転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布するとともに、町HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に明記し、HPで公表している。 		<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布している。
避難場所・避難経路				<ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所等を記した地図（おひろ防災ガイド）を市内全戸に配布するとともに、市HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災のしおりを全戸配布し、防災マップの中で避難所及び避難場所を周知しているが、避難経路は指定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布・転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所については、町地域防災計画及び防災ハザードマップにより周知している。またHPでも公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難場所を周知している。
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> 河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 		<ul style="list-style-type: none"> 市HPやフェイスブックにより、気象情報や道路冠水などの情報提供を実施している。また、避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制メールの運用 広報車による住民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報は、広報車などにより伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線のほか、登録メールを整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外放送やめむろ安心メール、町HP（FaceBook）などを活用して伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上マニュアルにより防災無線・車両により広報活動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 独自メール（登録制の防災情報メール）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線及び広報車による伝達 		<ul style="list-style-type: none"> 独自メールの導入している。 	
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。 		<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁の注意報・警報及び河川管理者からの洪水予報に基づき、避難勧告等の発令を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成している 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 避難勧告・伝達マニュアル（水害編）を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。
避難誘導体制				<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防、警察が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画及び職員初動マニュアルに基づき、町職員、消防団員、消防署員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、村職員、消防団、及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、水防団及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、町地域防災計画に基づき町職員、警察、消防署、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防職、団員、警察官が実施する。 	

項目、事項、内容	課題の対応	帯広開発建設部		釧路地方気象台		十勝総合振興局		帯広市		音更町		士幌町		新得町		清水町		
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	
3. 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組																		
■情報伝達、避難計画等に関する事項																		
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度													
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥	・スマートフォンを活用した情報発信を実施	平成28年度～順次実施					・フェイスブックや緊急速報メールを活用した情報提供 ・防災協定を締結している地元FMラジオ局を通じた災害時の情報提供	平成28年度～順次実施			・フェイスブックや緊急速報メールを活用した情報提供						
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信を実施	平成29年度～平成30年度					・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・緊急速報メールを活用した情報提供	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信 ・避難勧告等の判断・伝達計画の充実に向けた取組を進めていく	引き続き実施	・登録制メールを活用し洪水予報等の迅速な情報発信を行う	引き続き実施	
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しについて、支援を行う	平成28年度～	・作成に必要な情報の提供および策定を支援	平成28年度～	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しについて、支援を行う	平成28年度～	・水防計画について必要な見直しを行う ・災害対策本部の設置・運営マニュアルの作成及び訓練の実施、避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成、避難所運営マニュアルの改訂及び訓練の実施	平成28年度以降	・現行水防計画は古い計画のため、改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～順次実施	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う(市外での堤防決壊等を想定した内容に見直し) ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成29年度～順次実施	・水防計画等について、必要があれば見直しを実施していく ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・河川管理者の有する情報の共有方法を検討する	平成29年度～順次実施	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、洪水浸水想定区域の見直しにより改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度中	
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥			・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	平成29年度～順次実施													
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	・各市町村が行う避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	平成28年度～					・ハザードマップの作成後、必要に応じて見直しを検討	平成29年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する	平成29年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が見直された段階で、作成の必要性を検討する	平成29年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が見直された段階で見直し	平成29年度以降	
避難行動要配慮者利用施設における避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・各市町村が行う取組について、支援を行う	平成28年度～					・取組を促進する	平成28年度～順次実施	・取組を促進する	平成28年度～順次実施	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成28年度～順次実施	・取組を促進する	平成28年度～順次実施			
円滑な避難・円滑後の復旧のため、道路管理者との連携を図る	②③④⑤⑥	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施			・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～順次実施	
4. 長期間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組																		
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																		
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	⑨	・毎年出水期前を基本に重要水防箇所等の共同点検を行う ・整備状況等を確認し、毎年重要水防箇所の見直しを行う ・危険箇所の情報提供を行う	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する		引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・河川管理者との共同点検に参加する	引き続き定期的に実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	⑭	・必要な量・地域を検討し、水防資機材の整備を進める	平成28年度～順次実施	・引き続き、水防資機材の確保を図る	平成28年度～順次実施	・引き続き水防資機材の確保・充実を図る	平成28年度～順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～順次実施	・必要があれば、水防資機材の充実を図る	平成28年度～順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～順次実施	
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑯	・関係機関と調整し、水防訓練の実施または参加をする	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕	・関係機関と調整し、情報伝達訓練の実施または参加をする	引き続き定期的に実施	・河川被害等の情報共有の方法について検討を行う ・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～順次実施	・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～順次実施	・連絡体制の構築と整備を行う	平成28年度～順次実施	
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑳					・消防団(水防団)への加入について、ポスター等による広報を行う	平成28年度～順次実施	・HPや広報誌での募集を検討する	平成28年度～順次実施	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成28年度～順次実施	・水害発生時に出動する機能別消防団の拡充に向け、広報していく	平成29年度～順次実施	・町内の事業者の協力を得ながら団員の確保に努める	平成28年度～順次実施			
自主防災組織の育成	②	・出前講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施	平成28年度～順次実施			・防災講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施する	平成28年度～順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～順次実施	・自主防災組織の設立に向けた財政的支援等を実施	平成28年度～順次実施	・洪水に対する基礎知識の普及とそれに対する備えの必要性を啓蒙し、自主防災組織の育成を検討する	平成28年度～順次実施	
■円滑な排水、施設運用等に関する取組																		
訓練を通じ、排水ポンプ車等の対車の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑱	・水防連絡協議会等を活用し、毎年体制を確認する ・災害対策用機械の操作訓練を継続的に実施	平成28年度～順次実施		・市町村からの要請に応じ、自衛隊災害派遣要請等他の機関の災害派遣に係る活動内容及び場所等の調整	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～順次実施
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑱⑲	・関係機関と共同して排水計画の作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	㉒																	
水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	㉓	・施設の点検整備体制の強化 ・内外水位リアルタイム状況を共有できるシステムの構築	平成28年度～															
■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項																		
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	㉔㉕	・各施設等へリスク説明、情報提供体制の構築を行う	平成28年度～			・ハザードマップ作成の後、必要に応じて情報提供する	平成29年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、必要に応じて情報提供する	平成29年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～順次実施			

項目、事項、内容	課題の 対応	芽室町		中札内村		池田町		幕別町		豊頃町		本別町		浦幌町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
3. 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組															
■情報伝達、避難計画等に関する事項															
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬														
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥			・防犯等のメール登録者を増やす取組継続	引き続き実施			・防災情報メールを活用した情報提供 ・実効性のある情報伝達手法の検討	平成28年度～ 順次実施						
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難勧告をアラーム、エリアメールで配信	平成28年度～ 順次実施	・「Yahoo! 防災速報」等のスマホアプリの導入を呼びかける	平成28年度～	・避難情報防災情報メールを活用して配信	引き続き実施	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信を行っていく	平成29年度～	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	⑤⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・災害時における河川の情報の共有方法等について、協議・調整する。 ・避難所運営マニュアルを策定する	平成28年度～ 順次実施	・札内川ガムの放流量を踏まえた、地域防災計画や防災マニュアル(職員用)の見直し、避難勧告判断・伝達計画(水害編)の作成 ・防災訓練等の実施	平成28年度～ 順次実施	・現行水防計画は古い計画のため、改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・災害対応マニュアルの早期見直し及び本部運営訓練等を実施 ・避難所運営マニュアルの整備及び防災訓練の実施	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・災害対応マニュアルの早期見直し及び本部運営訓練等を実施 ・河川管理者の有する情報の共有方法を検討する	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度	・現行水防計画は古い計画のため、改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の見直し	平成28年度～ 順次実施
気象情報発信時の「危険度」や「警戒級の現象」の表示の改善	⑥														
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②④	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づき見直しを行う	平成28年度～ 平成30年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図により避難所・避難路等のハザードマップの作成・見直しを実施する	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施
避難行動要配慮者利用施設における避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・対象施設の取組促進	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成29年度～ 検討	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施
円滑な避難・応急後の復旧のため、道路管理者との連携を図る	③④⑤⑥	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・道路管理者との連携強化	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施
4. 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項															
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	⑨	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し出し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	⑩	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防団・河川管理者と協議しながら適切に資機材の充実を図る	引き続き 定期的実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑩	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・関係機関が行う水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑤⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑳㉑㉒	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制を確保し、毎年情報伝達訓練の確認を行う	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑩	・拡充を検討する	平成28年度～ 順次実施	・消防団員の拡充推進	平成28年度～ 順次実施	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成28年度～ 順次実施	・HPや広報紙での募集を行うなど、組織の維持・拡充に向けた取組を検討する	平成28年度～ 順次実施	・HP及び広報誌での募集を検討する	平成29年度～ 順次実施	・広報紙等で加入拡充を図る	平成29年度～ 順次実施	・拡充を検討する	平成28年度～ 順次実施
自主防災組織の育成	②	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の組織化拡大	平成28年度～ 順次実施	・自治会等の会議において組織設立に向けた支援内容の説明を行う	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立及び育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の育成・強化を図る	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施
■貯留水の排水、施設運用等に関する取組															
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災害時の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑬	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関との連絡体制の確認	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑬⑭	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	⑳			・施設耐水化の促進を検討する	平成28年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成28年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成28年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成29年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成29年度～ 順次実施	・施設耐水化の促進を検討する	平成28年度～ 順次実施
水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	⑳														
■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項															
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	㉑㉒㉓	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・自衛水防組織化推進 ・避難訓練の実施	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成29年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成29年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施

防災・減災に向けた取組(帯広市)

帯広市では、市民の防災意識向上、防災体制の強化を図るため、平成26年2月に市民・地域・行政が取り組む「防災・減災」の施策をまとめた「帯広市防災・減災指針」を策定するとともに、「おびひろ暮らしと防災ガイド」の全戸配布や防災訓練など様々な取組を実施している。

おびひろ暮らしと防災ガイド

平成28年10～11月に市内全戸に配布。
コミセン、福祉センターなどに設置。市HPでも公開中。



防災意識の普及啓発

<自主防災組織の育成>

- 帯広市町内会連合会と連携し、自主防災組織の結成と育成を推進
- 自主防災組織研修会等助成事業
コミュニティ防災強化緊急3ヶ年事業(平成25～27年度)
自主防災組織の防災活動を一層推進し、地域防災力の向上を図るため組織の活動に対し、助成を行った。

<親子防災講座の実施>

- 小学校やPTAと連携し、子どもとその保護者を対象とした「親子防災講座」を実施し、子どもの防災意識の向上を図った。

防災協定の締結(H28年度)

- NPO法人コメリ災害対策センター：物資供給
- 社会福祉法人刀圭会：福祉避難所の使用
- 北海道柔道整復師会十勝ブロック・十勝鍼灸師会：救護活動
- 帯広市社会福祉協議会：ボランティアセンターの設置・運営

防災訓練

○地域防災訓練(H28.9.4)

- 参加：市民360名、関係機関・職員300名 合計660名
協力機関：陸上自衛隊第4普通科連隊、とかち防災マスターネットワーク等 全20団体
訓練内容：住民避難訓練、初期消火訓練、救助救出訓練、応急手当訓練、等



○冬季防災訓練(H28.1.30～31)

- 参加：市民97名、関係機関・職員104名 合計201名
協力機関：とかち防災マスターネットワーク、防災協定締結企業等
訓練内容：避難訓練、避難所開所訓練、災害時要援護者搬送訓練、屋外救助救出訓練、炊出訓練、グループ研修(北海道版HUG)、災害対策本部通信訓練(市職員) 避難所宿泊体験 等



台風10号以降の対応

補正予算により、災害用備蓄品(毛布・アルミマット・体験用ダンボールベッド・職員用防災ベスト等)の充実を図るとともに、広報用の車載スピーカーを3セット購入し、広報車両を増やした。

台風10号への対応に関する検証作業を進め、各種マニュアルの作成・修正などを行うとともに、今後とも、市民の防災意識の向上等による地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを進める。

防災・減災に向けた取組(音更町)

・総合防災訓練の実施



・関係機関合同による総合防災訓練

【概要】

行政、消防機関、消防団(水防団)、自主防災組織、関係機関、民間防災協定締結団体の合同による実践的総合防災訓練の実施

【期待される効果】

- 実践的訓練による情報伝達及び情報共有方法、迅速・適切な防災技能・技術の習得が図られる
- 自主防災組織の参画により消防団(水防団)との連携と防災体制の強化が図られるとともに防災知識の普及と防災意識の高揚が図られる



・要支援者及び負傷者の搬送訓練



・倒壊建物からの救出訓練



・負傷者救命処置訓練

【今後に向けての取組内容の概要】

- ・一般住民参加型での防災訓練の実施

防災・減災に向けた取組(士幌町)

- ・携帯電話、スマホでいつでも登録・解除が可能
- ・登録した人の携帯電話やスマホに対し、防災情報をメールで配信、いつでもどこでも町内の防災に関する情報を把握できる



家のパソコンで防災情報を受け取る



外出などの際に、携帯電話で防災情報を受け取る

【概要】

- ・自動配信機能
登録者が、「気象情報」「防災情報」の2種から希望するものを自動で配信
- ・任意配信機能
避難勧告等の発令、町内で発生した災害の情報、避難所の周知など任意の内容で配信可能

【期待される効果】

- 早めの避難行動等が期待できる
- 事前に注意喚起を促すことができる
- 外出していても、町内の状況が把握できる

【今後に向けての取組内容の概要】

◎住民と連携した防災訓練

- ・避難所体験や避難訓練等、住民参加型防災訓練の実施

◎町内学校等への出前講座

- ・学校や地区住民などに対しての、要望に応じて防災教育活動の実施

- ・士幌町公式HPから登録可能

登録は右のQRコードを読み取り、空メールを送信するだけ。希望者ができるだけ簡単に登録できるようにシステムとした。

※現在の登録者数は138件（7/1現在）で、これからさらにPRし加入者の促進を図る



防災・減災に向けた取組(新得町)

- ・小学生を対象とした防災に関する授業の実施
- ・職員による机上訓練の実施
- ・自主防災組織設立に向けた支援の実施



小学生を対象とした防災に関する教育状況

【概要】

- ・小学生を対象として、クイズ形式など楽しみながらできる防災に関する授業を実施する
- ・災害対策本部の設置や被害調査など、机上訓練を実施する
- ・自主防災組織設立に向けた勉強会や設立運営に係る財政的支援を実施する

【期待される効果】

- 子どもの頃から防災意識を高め、危険性を認知できる力を養うことができる
- 情報伝達体制の再確認、構築が図られる
- 住民の防災意識や地域の防災力を高め、自助・共助の意識浸透が図られる

【今後に向けての取組内容の概要】

- ・台風10号における対応についての検証作業を進め、その結果を基に、次の対応に備えていく。
 - 各種マニュアルの見直しや実効性のある机上訓練
 - 避難所への受水槽設置や地下水の活用
 - 情報伝達手段の多様化
 - 自助・共助による地域防災力向上の取り組み強化
 - 住民参加型の図上訓練の実施(DIG、HUG)



災害対策本部各対策部机上訓練の状況

防災・減災に向けた取組(清水町)

- ・自助、共助、公助の精神のもと災害に強いまちづくりを目指します。
- ・避難生活に欠かすことのできない電力の確保を推進します。
- ・気象情報や災害情報の迅速な伝達のため高齢者に配慮した情報伝達網の構築を行います。

27年10月配布 清水町防災ガイドマップ



登録メールの住民周知チラシ

【概要】

指定避難所である公共施設に常設しているLPガスを利用した発電機を配置し、避難所における電力の確保を行う。

【期待される効果】

- 電力を確保することにより暖房設備などが使用でき、冬の寒さ対策に効果が期待できる。
- 常設のLPガスを利用することにより、災害時用燃料の備蓄が容易である。



避難所に配置したLP式小型発電機

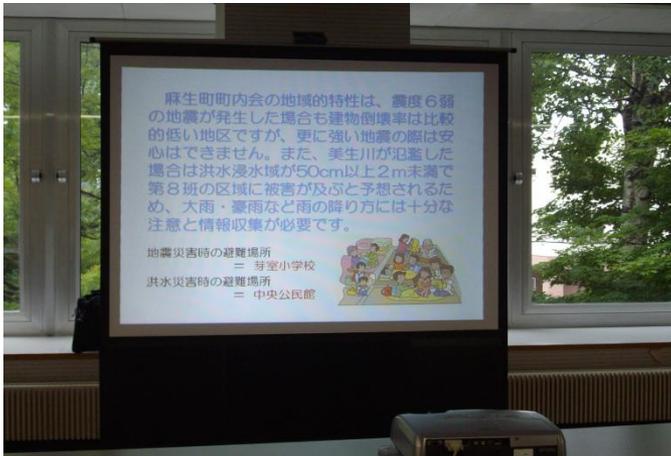
LPガス50kgで
100時間発電

【今後に向けての取組内容の概要】

- ・避難所において使用する備品の充実を図り、災害時への備えを強化する。
- ・防災教育の推進を図り防災意識の高揚を図る。

防災・減災に向けた取組(芽室町)

- ・水防倉庫内に備蓄する資機材の整備を推進する
- ・広報誌や出前講座を利用して、災害時の個人の対策について町民に周知する
- ・災害時の住民周知の方法・手段について、検討を行う



町内会を対象とした防災に関する出前講座

●水防倉庫位置図



【備蓄内容】
ブルーシート
土のう袋
救命胴衣
オイルフェンス
など

現在の水防倉庫内備蓄状況

防災・減災に向けた取組(中札内村)

- ・中札内村主催で毎年、防災訓練を村民を含めて実施
- ・防災資機材の備蓄整備
- ・指定避難所に災害時優先公衆電話設置



【概要】

- ①中札内村主催で、毎年、村民を含めた防災訓練を実施している。
(平成27年度は水害を想定)
- ②防災資機材の備蓄整備として、平成28年度は倉庫と食料品を整備した。
- ③指定避難所10箇所に災害時優先公衆電話をH27年度に設置

【平成29年度の予定】

- ①避難場所等標識更新
(想定浸水深の情報を含めたまるごとまちごとハザードマップを整備)
- ②ハザードマップの更新
- ③地域防災計画改定
- ④防災マニュアル(業務継続計画 職員用)見直し
- ⑤その他各種マニュアル作成、見直し



【今後に向けての取組内容の概要】

- ①避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)作成
- ②避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)見直し
- ③台風10号関連対策検討会(課長職)実施
- ④職員参集訓練実施予定

防災・減災に向けた取組(池田町)

- ・自主防災組織の設立を促し、発災時における地域の防災力の向上を図る。
- ・「池田町自主防災組織活動交付金交付要綱」により財政面での支援を行い、組織の設立及び継続的な活動を促す。
- ・職員を講師として派遣するなど、活動の支援を行う。



自主防災組織による避難訓練の実施

【概要】

池田町自主防災組織活動交付金交付要綱を策定し、財政面での支援を行う。

- ・組織運営事業 20,000円/年(初年度30,000円+世帯数×100円)
- ・避難訓練事業 開催1回につき30,000円+参加人数×300円
- ・研修事業 開催1回につき10,000円+参加人数×200円
- ・防災備品購入事業 年1回限り、1/2補助、上限50,000円
- ・災害用備蓄品斡旋事業 1/2補助、上限20,000円、年1回限り
- ・防災倉庫整備事業 1/2補助、上限100,000円、1度限り

【期待される効果】

- 自助・共助による地域防災力の向上
- 継続的な防災研修等の実施
- 災害時要援護者への対応の強化
- 地域コミュニティの育成

【今後に向けての取組内容の概要】

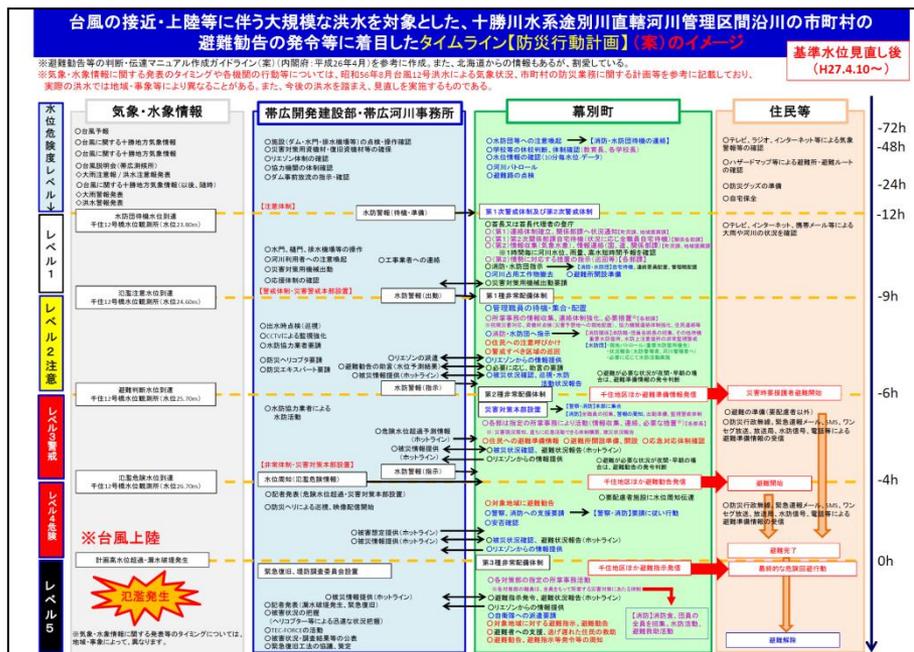
- ・新たな自主防災組織の設立
- ・洪水浸水想定区域に基づく水害ハザードマップの見直し
- ・土砂災害警戒区域等の指定にかかる住民周知



自主防災組織研修会への職員の派遣

防災・減災に向けた取組(幕別町)

- ・避難判断を行う基準や河川水位の上昇速度などの基準を盛り込んだタイムライン【防災行動計画】の策定
- ・避難行動に係る情報伝達を適切なタイミングで行うことが期待される。
- ・防災行動を関係機関が整理・共有することで、連携が密になることが期待される。



【概要】

災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したタイムライン【防災行動計画】を策定するもの。

【期待される効果】

- 住民等に対し、避難勧告等の避難情報を適切なタイミングで発令することが期待される。
- あらかじめ時系列で防災行動を整理することにより、早い段階で何をすればいいのかわれなく把握できるため、落ち着いて出水対応できると期待される。
- あらかじめ町と関係機関とが協力して防災行動を整理・共有することにより、出水時の連携強化が期待される。

↑調整中のタイムライン(案)

【今後に向けての取組内容の概要】

- 今夏の台風災害対応を踏まえて、平成28年度中に避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備し、関係機関と協力してタイムライン【防災行動計画】を策定する。
- タイムラインを公開し、平常時は、自主防災組織などの防災訓練での活用を検討する。

防災・減災に向けた取組(豊頃町)

- ・水害等による想定浸水区域に係るハザードマップを作成し、洪水に対するリスクの高い地域、避難場所・避難経路等を住民に周知することにより、人的被害を最小限にする。
- 住民が今いる地域が洪水の影響を受ける可能性があることを示すことで、危険性について、認知することができる。
- 住民の防災意識を高め、地域の防災力向上を図るための自主防災組織の充実が図れる。また、想定浸水区域・避難場所・避難経路を示すことで、避難行動に活かされる。

【今後に向けての取組内容の概要】

- まずは、住民等に水害リスクについて、認知してもらうためにも早期に水害ハザードマップを作成し広く住民に周知し、防災知識の普及に努める。

防災・減災に向けた取組(本別町)

- ・防災備蓄計画を策定しH25～H29までの5カ年で整備
- ・防災訓練の実施を通じて防災意識の向上を図る
- ・各種計画等の見直し

○ 防災備蓄計画

【概要】

H25～H29の5年間で整備する計画です

【主な備蓄目標】

食料: 1,800食、飲料水: 1,800ℓ
毛布: 800枚、アルミマット800枚
発電機: 24台、ストーブ: 20台
災害用簡易トイレ: 8,000回分 他



【効果】

備蓄品を町内(9箇所)に点在させることで、災害リスクの軽減と、住民への迅速な対応が図れる。

○ 防災意識の向上

【概要】

自治会単位での防災教育及び、避難訓練を実施。
地域防災研修会の実施

【効果】

指定避難場所の確認、避難行動要援護者の避難体制の再確認、情報伝達体制の確認など

○ 各種計画の見直し

【概要】

8月の台風による、各対策部の災害対応の課題・問題点を洗い出し、防災体制の改善を図る。

1. 災害対応(防災マニュアル)の見直し
2. 地域防災計画の修正
3. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)の作成
4. 災害時要援護者名簿の更新

○ 今後に向けての取組

- ① 防災知識の普及
- ② 自主防災組織の結成推進
- ③ 避難所運営マニュアルの作成
- ④ 最大想定浸水区域表示に伴うハザードマップの作成

防災・減災に向けた取組(浦幌町)

- ・自主防災組織の育成
- ・水防資機材の保有

【概要】

- ①自主防災体制の確立、住民の防災意識の高揚及び災害応急活動の習得など、地域の災害対応能力の更なる向上を図るため、自主防災組織の育成を行っている。
- ②水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄している。

【期待される効果】

- 地域防災力の向上。

今後に向けての取組内容の概要

- ①広報の充実を図る。
- ②関係機関と共同して、排水計画を作成。